

第2次第3次柳川市教育大綱(案)

～ ともに育ち ゆたかに学ぶ
夢をかなえるまち 水郷柳川 ～



平成 30 年 5 月 令和 3 年 4 月

— 柳 川 市 —

目 次

1. はじめに

(1) 教育大綱策定の背景と趣旨	1
(2) 教育大綱の位置づけ	2
(3) 教育大綱の実施期間	2

2. 基本理念

【まちづくりスローガン】	3
【8つの柱】	3

3. 8つの柱達成のための方向性

① 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる子どもを育てる 教育の推進	4
② 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	4
③ 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進	5
④ 特色ある市民文化の創造	5
⑤ 健全な身体をつくるスポーツ活動の推進	6
⑥ 人権尊重精神を育成する教育・啓発の推進	6
⑦ 子どもが健全に育つための子育て支援の推進	6
⑧ 安全・安心まちづくりの推進	7

1. はじめに

(1) 教育大綱策定の背景と趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などを図ることを目的として教育委員会制度が見直され、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月に施行されています。

これにより、地方公共団体の長と教育委員会の協議・調整の場である総合教育会議の設置や、地方公共団体の長による教育大綱の策定といった新たな仕組みが設けられました。このうち、教育大綱は、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るために、地方公共団体の長が、総合教育会議の場において教育委員会と協議して定めることになっています。

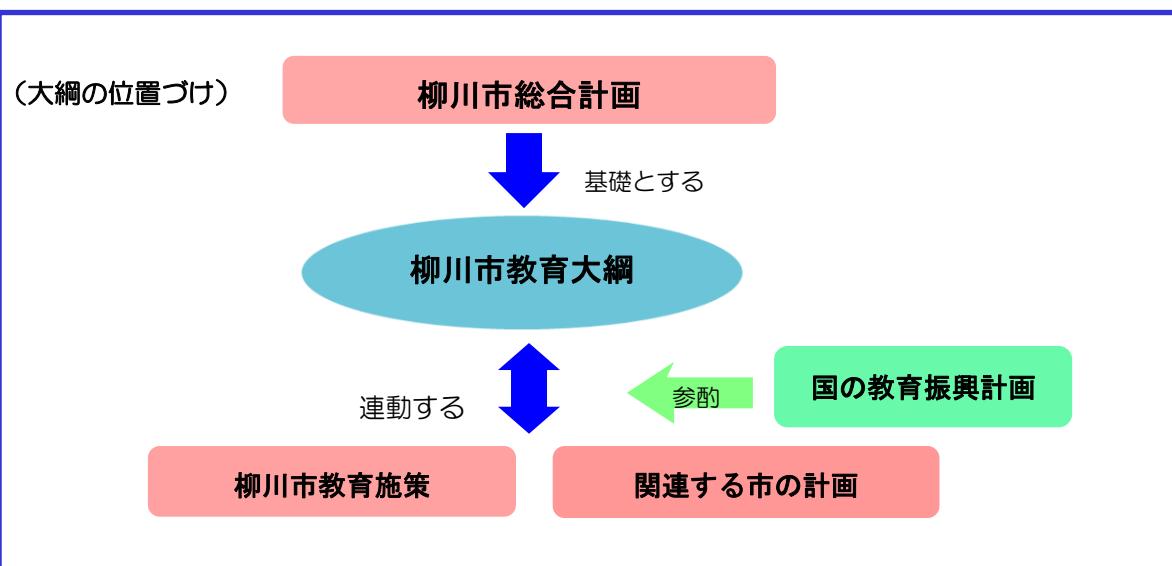
本市では、~~平成27年度に柳川市教育大綱を策定し、平成29年度までの3年間を実施期間とし取り組みを進めてきました。今回、その取り組みの評価を踏まえ、平成30年度からの3年間を実施期間とする第2次柳川市教育大綱をここに策定しました。~~

~~平成27年10月に柳川市教育大綱を策定し、平成30年5月に第2次大綱を策定しました。今回これまでの評価を踏まえ、令和3年度から5年間を実施期間とする第3次大綱を策定しました。~~

この大綱では、『ともに育ち ゆたかに学ぶ 夢をかなえるまち 水郷柳川』を基本理念として掲げ、「子どもは柳川市の宝」を合い言葉に、大綱に基づく取組みを家庭・地域・学校が連携し、市が一体となって実行して行くことで、「思いやり」や「おもてなしの心」、「郷土を愛する心」を育み、子どもから大人まで一人ひとりの市民が生涯を通じて光り輝くことができるまちづくりを進めてまいります。

(2) 教育大綱の位置づけ

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。
「国の教育振興計画」を参酌し、「柳川市総合計画」を基礎としながら、別途柳川市教育委員会が策定する「柳川市教育施策」や「関連する市の計画」と連動するものです。



【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

(3) 教育大綱の実施期間

~~本大綱は、平成30年度から32年度までの3年間を実施期間とします。~~

本大綱は、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間とします。

ただし、本市総合計画や国県及び社会情勢の動向等を踏まえ、状況に応じ適宜見直していくものとします。

2. 基本理念

～ ともに育ち ゆたかに学ぶ 夢をかなえるまち 水郷柳川 ～

【まちづくりスローガン】

- 「子どもは柳川市の宝」を合い言葉にたくましい人材の育成
- 「おもてなしの心日本一」の運動の推進
- 「住んでよし訪れてよし」のまちづくりをめざした環境づくり

【8つの柱】

- ① 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる子どもを育てる
教育の推進
- ② 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実
- ③ 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進
- ④ 特色ある市民文化の創造
- ⑤ 健全な身体をつくるスポーツ活動の推進
- ⑥ 人権尊重精神を育成する教育・啓発の推進
- ⑦ 子どもが健全に育つための子育て支援の推進
- ⑧ 安全・安心まちづくりの推進

3. 8つの柱達成のための方向性

① 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる子どもを育てる教育の推進

〈重点的取組〉

- 人間関係、リーダーを育てる教育活動の推進
- 郷土を愛する教育活動の充実 **及び態度の育成**
- 人間としてよりよい生き方を求める道徳教育の推進
- 学校図書館教育の充実
- コミュニティ・スクールの推進
- 地域、家庭、学校が連携・協働して子どもを育てる体制づくり

追記：学校教育課

(1) 豊かな人間性と健やかな体の育成

(2) 地域と連携した教育の推進

(3) 家庭の教育力の向上

(4) 地域の教育力の向上

(5) 青少年の健全育成の推進

② 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実

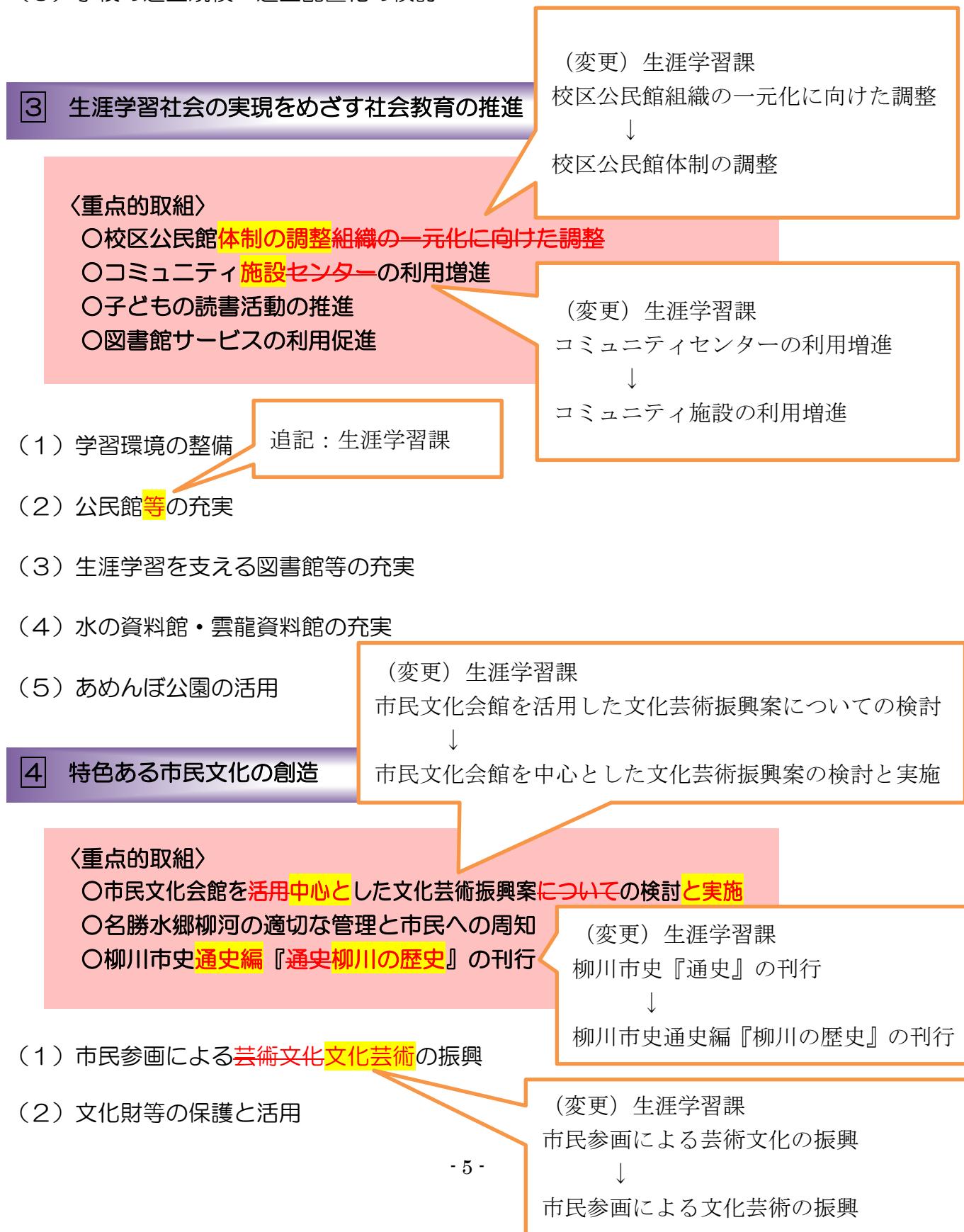
〈重点的取組〉

- 適正な教育課程の実施・管理
- 国語科教育の充実
- 家庭学習・補充学習の徹底
- 校内外における研修の充実

(1) 確かな学力の育成

(2) 教職員の資質向上

- (3) 計画的小・中学校施設の整備と充実
- (4) 学校教育支援センターとしての教育研究所の役割と充実
- (5) 学校の適正規模・適正配置化の検討



⑤ 健全な身体をつくるスポーツ活動の推進

〈重点的取組〉

- 多くの市民が参加できるスポーツ大会の実施
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた事前キャンプの受け入れ
- スポーツ活動の支援

(削除) 生涯学習課

(追加) 生涯学習課

(1) 生涯スポーツの振興

(2) 競技スポーツの振興

⑥ 人権尊重精神を育成する教育・啓発の推進

〈重点的取組〉

- 学校における人権教育の推進
- 人材の育成

(1) あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(2) 人権教育・啓発の効果的推進

⑦ 子どもが健全に育つための子育て支援の推進

〈重点的取組〉

- 親や次に親になる世代が、より良い親になるための支援の充実及び家庭・地域の教育力の向上
- 学校教育と児童福祉の協力・連携による学童保育事業の充実
- 要保護児童対策地域協議会関係機関の連携による児童虐待防止及び要保護児童等への支援の充実

- (1) 親・家庭・地域の教育力の向上
- (2) より良い親となるための支援
- (3) 地域における子育て支援の充実
- (4) 幼稚園、保育所、認定こども園における教育・保育の充実
- (5) 要保護児童への対応など、きめ細かな取組みの推進

⑧ 安全・安心まちづくりの推進

〈重点的取組〉

○子どもの安全確保対策の推進

- (1) 防犯意識の高揚と交通安全思想の普及徹底
- (2) 子どもの安全確保
- (3) 安全・安心な環境づくり